

公訴時効制度に関する外国法制の概要

時効の種類	日本		アメリカ (ニューヨーク州)		イギリス (イングランド・ウェールズ)		フランス		ドイツ	
公訴時効	・ 死刑に当たる罪 殺人等	25年	・ 重罪(死刑, 無期自由刑) 殺人等	なし	なし (略式起訴犯罪[治安判事裁判所で審理される法定刑の軽い罪]について, 犯罪後公訴提起まで6か月に制限されるなど, 例外あり)	・ 人道に対する重罪 (刑法213-5条) 集団殺害等	なし	・ 民族謀殺, 謀殺 殺人嗜好, 性欲を満足させるため, 強欲等の下劣な動機に基づくなど特定類型の殺人	なし	
	・ 無期懲役・禁錮に当たる罪 強盗致傷, 強姦致傷等	15年						・ 無期自由刑に当たる罪 殺人のうち特に重い事案など	30年	
	・ 長期15年以上の懲役・禁錮に当たる罪 傷害致死等	10年						・ 長期10年を超える自由刑に当たる罪 一般的な殺人, 傷害致死等	20年	
	・ 長期15年未満の懲役・禁錮に当たる罪	7年						・ 長期5年を超える自由刑に当たる罪 傷害致死のうち比較的重くない事案	10年	
	・ 長期10年未満の懲役・禁錮に当たる罪	5年	・ 他の重罪(長期1年以上の自由刑) 重大な身体的傷害を与える意図で人を死亡させた場合等	5年				・ 長期1年を超える自由刑に当たる罪	5年	
	・ 長期5年未満の懲役・禁錮, 罰金に当たる罪	3年	・ 軽罪(長期15日以上1年未満の自由刑)	2年				・ その他の罪	3年	
	・ 拘留・科料に当たる罪	1年	・ それ以外の罪	1年						
(刑事訴訟法250条)		(刑事訴訟法30.10条)				(刑事訴訟法7~9条)		(刑法78条)		